

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	釧路市 児童福祉法(障害児関連)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

釧路市は、児童福祉法(障害児関連)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

北海道釧路市長

公表日

令和7年2月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童福祉法(障害児関連)に関する事務
②事務の概要	児童福祉法に基づく障害福祉サービス、障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費、高額障害児通所給付費に関する事務を行っている。 児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①各給付費及び医療費の支給申請、異動・喪失等の届出と費用徴収に関する事務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	1. 障害者福祉システム 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

児童福祉法(障害児関連)に関する事務関連ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表9の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第8条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)が「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含まれる項(11,15,20,80,144,155の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費」又は「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費」又は「児童福祉法による負担能力の認定」が含まれる項(14,15,16,の項)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	釧路市福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	釧路市総合政策部市民協働推進課 釧路市黒金町7丁目5番地 0154-31-4503
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	釧路市福祉部障がい福祉課 釧路市黒金町8丁目2番地 0154-31-4537
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[○] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 また、 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月29日	「Ⅰ 関連情報」 「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」 「②法令上の根拠」	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)が「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(10,11,12,16の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(16の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)が「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含まれる項(8,11,16,108,116の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費」又は「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費」又は「児童福祉法による負担能力の認定」が含まれる項(10,11,12,16の項)	事後	情報提供ネットワークシステム接続申請にあたっての見直し
平成29年6月28日	「Ⅰ 関連情報」 「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」 「②法令上の根拠」	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)が「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含まれる項(8,11,16,108,116の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費」又は「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費」又は「児童福祉法による負担能力の認定」が含まれる項(10,11,12,16の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)が「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含まれる項(11,16の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費」又は「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費」又は「児童福祉法による負担能力の認定」が含まれる項(10,11,12の項)	事後	法令上の根拠の見直し
平成29年6月28日	「Ⅱ しいき値判断項目」 「1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点」	平成27年8月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため(計数の見直し)
平成30年5月21日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため(計数の見直し)
平成30年5月21日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉部次長 奥山 栄子	課長 熊谷 瑠美子	事後	重要な変更にあたらないため(人事異動による所属長の変更)
平成31年2月25日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	課長 熊谷 瑠美子	課長	事前	規則の一部改正のため
平成31年2月25日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	平成30年4月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事前	規則の一部改正のため
平成31年2月25日	Ⅳ リスク対策 1～9	－	必要事項について記載	事前	規則の一部改正のため
平成31年2月25日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 情報提供の根拠	第三欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)が「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含まれる項(11,16の項)	第三欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)が「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含まれる項(8,11,16,56の2,108,116の項)		
平成31年2月25日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)		
令和5年2月9日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数2. 取扱者数の時点	1,000人未満(任意実施) 平成31年2月1日時点	1,000人以上1万人未満 令和5年2月1日時点	事後	重要な変更にあたらないため(計数の見直し)
令和7年2月25日	「Ⅰ 関連情報」 「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」 「②法令上の根拠」	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	法令上の根拠の見直し
令和7年2月25日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	令和5年2月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	重要な変更にあたらないため(計数の見直し)
令和7年2月25日	Ⅳ リスク対策 8	－	新規追加項目について記載	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	Ⅳ リスク対策	8. 監査	9. 監査	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	Ⅳ リスク対策	9. 従業者に対する教育・啓発	10. 従業者に対する教育・啓発	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	Ⅳ リスク対策 11	－	新規追加項目について記載	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	「Ⅰ 関連情報」 「3. 個人番号の利用」 「法令上の根拠」	番号法第9条第1項 別表第一の8の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) ・別表第一省令第8条	・番号法第9条第1項 別表9の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令) ・別表省令第8条	事後	法令上の根拠の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月25日	「Ⅰ 関連情報」 「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」 「②法令上の根拠」	番号法第19条第8号別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)が「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含まれる項(8,11,16,56の2,108,116の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費」又は「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費」又は「児童福祉法による負担能力の認定」が含まれる項(10,11,12,の項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)が「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含まれる項(11,15,20,80,144,155の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費」又は「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費」又は「児童福祉法による負担能力の認定」が含まれる項(14,15,16,の項)	事後	法令上の根拠の見直し